

特措法による休業等の協力要請を行う施設 担当部局一覧

施設の種類	内訳	担当部局
劇場等	劇場、映画館、プラネタリウム 等	福祉保健部
集会・展示施設	集会場	教育委員会
	公会堂	観光文化部
	展示場、貸会議室	産業労働部
大規模集客施設及びそれに類すると認められる施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗や、生活必需サービス以外のサービスを提供する施設（観光施設等を含む。） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	産業労働部
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	観光文化部
運動施設（屋内）	フィットネスクラブ、体育館、武道場 等 ※ 屋外施設は対象外とする。	スポーツ振興局
遊技施設	マージャン店、ゲームセンターなどの遊技場	県民生活部
	パチンコ屋	産業労働部
	テーマパーク	観光文化部
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー・スナック（接待又はカラオケを伴うものに限る。）、個室付浴場業に係る公衆浴場、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等	福祉保健部
	個室ビデオ店	
学習塾等	学習塾、英会話教室、音楽教室 等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	産業労働部
	自動車教習所	リニア交通局

※これまでにクラスターが発生した主な施設類型（キャバレー・ナイトクラブ・バー等の接待を伴う飲食店、カラオケボックス、ライブハウス）については、当面、施設の使用停止等を個別に解除する対象から除外。